35 階段滑り止め

材種　・ステンレス製　・黄銅製押出型材　(20.2.7)
　・アルミニウム製押出型材　・
形状　※タイヤ型（タイヤの材質：ゴム又は合成樹脂合等）　・タイヤレス製
端部の形状　フラットエンド　・あり　・なし
寸法(幅)　・35mm程度　・40mm程度　・50mm程度
取付け工法　※接着工法　・埋め込み工法　・

36 黒板及び ホワイトボード G

・黒板　区分　※焼き付け　・　(20.2.9)
　種類　・ほうろう　・鋼製　・
　色　※緑　・
・ホワイトボード（　　）

37 表示

衝突防止表示　(20.2.11)
・設置場所　※図示による
　形状・寸法（・30Φ　・　）
　材質　（・ステンレス製　・塩ビシート　）
・設置しない
誘導標識、非常用進入口等の表示　※消防法に適合する市販品　・
室名札、ピクトグラフ、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等(案内用図記号はJIS Z 8210による)
　※図示による

38 タラップ

材質及び仕上げ　(20.2.12)
・SUS304（スリップ止め加工　※あり　・なし　）
・鋼製　表面処理　溶融亜鉛めっき
（※標準仕様書表 14.2.2による種別（※C種　・　種））

39 ブラインド

(20.2.14)

形式	操作方法	操作方法の種類	スラットの材種	ｽﾗｯﾄ幅(mm)	ﾎﾞｯｸｽ・ﾚｰﾙの材種	幅・高さ取付箇所
・横形	・手動	※ギヤ式 ・コード式 ・操作棒式	※アルミニウム合金製 G ・	※25 ・	※鋼製 ・	・図示 ・
	・電動	―				
・縦形	・手動	※２本操作ｺｰﾄﾞ式 ・１本操作ｺｰﾄﾞ式	・ｱﾙﾐｽﾗｯﾄ ・ｸﾛｽｽﾗｯﾄ ・	・80 ・100	※ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製	・図示 ・
	・電動	―				

縦型ブラインドのスラットの材質
　アルミスラット　焼付け塗装仕上げ
　クロススラット　消防法で定める防炎性能の表示がある特殊樹脂加工
ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合 G とする

40 ロールスクリーン

操作方法　・スプリング式　・コード式　・電動式　(20.2.15)
幅、高さ、取付箇所　・図示　・
材種　・ガラス繊維製　・合成・天然繊維製
品質等　・
その他の材料　※ロールスクリーンの製造所の仕様による　・
スクリーンの仕様
　消防法で定める防炎性能の表示があるもの
　ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合は G とする

41 カーテン

(20.2.16)

形式		開閉操作	ひだの種類	生地の種別、品質、特殊加工等	取付け箇所	備考
・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	・手引き ・ひも引き ・電動	・つまみひだ ・箱ひだ、片ひだ ・ﾌﾟﾚｰﾝひだ		・図示 ・	
						(暗幕)

生地の仕様　消防法で定める防炎性能の表示があるもの
ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用する場合は、G とする
暗幕カーテンの両端、上部及び召合せの重なり　※300mm以上　・

42 カーテンレール

材料による区分　※アルミニウム及びアルミニウム合金の押出し成型材　(20.2.16)
　・ステンレス製
強さによる区分　※10-90　・
仕上げ　※アルマイト　・
形状　※角形　・

43 ブラインドボックス及びカーテンボックス

溝幅×深さ(mm)　・90×150　・120×80　・120×150　・150×80　・図示
材種　・集成材（仕上げ：　　）
　・アルミニウム製　押出し型材（市販品）
　　種別（標準仕様書表14.2.1）　・BC-1種　・BC-2種
　　色合い　・標準色（　　）　・特注色（　　）
　・鋼製（仕上げ：　　）

44 天井点検口

材種	寸法	形式		外枠	内枠
※アルミニウム製 ・	・450×450 ・600×600 ・	・一般形	・屋内外用 ・屋内用	・額縁タイプ ・目地タイプ	・額縁タイプ ・目地タイプ
		・気密形			

45 床点検口

材種	寸法	形式		備考
・アルミニウム製 ・ステンレス製 ・鋼製	・450×450 ・600×600 ・	・一般形 ・密閉形	・屋内外用 ・屋内用	・鍵付き

密閉型とは、ボルト、ナット等メカニカル構造にパッキンを装着したものとする。

46 くつふきマット

材種	受け枠	備考
・塩化ビニル又はゴム製 ・硬質アルミニウム合金製 ・ステンレス鋼(SUS304)製 ・	・ステンレス製(SUS304) ・硬質アルミニウム合金 ・	

47 流し台ユニット

材種	寸法(mm)			備考
	W	D	H	
・流し台	・1200 ・1500 ・1800	・550 ・600 ・650	・800 ・850	市販品 トラップ付き 天板ステンレス製
・コンロ台	・600	・550 ・600 ・650	・620 ・670	市販品 バックガード有り 天板ステンレス製
・つり戸棚	・1200 ・900	・450	・500 ・700	市販品
・水切り	・1200 ・900 ・600	―	―	市販品 ステンレス製 ・１段式　・

品質・性能　外観は、JIS A 4420「キッチン設備の構成材」の4.1 による。
　構成材は、JIS A 4420の8 により試験を行ったとき、表1 の規定による。
形状　※図示　・

48 鋼製書架及び物品棚

種　類	規　格　等	JIS による種類
・鋼製書架	JIS S 1039の規格による	・１種　・２種　・３種
・鋼製物品棚		・４種　・５種　・６種　・

49 屋内掲示板

枠の材質　※アルミニウム製　・
表面の材質　※塩ビ発泡シート張り　・

50 洗面カウンター

材種　・メラミン樹脂化粧板張り（芯材：集成材）　・人工大理石
奥行き(mm)　・約450　・約600

51 防煙垂れ壁

・固定式

材　質	厚さ(mm)	高さ(mm)	備　考
※網入り磨板ガラス ・線入り磨板ガラス	※6.8 ・	※500 ・	アルミ製枠付き

・可動式

種　類	材　質	高さ(mm)	備　考
・垂直降下式（巻取り型）	※不燃布（不燃認定品）	※500 ・800 ・	ガイドレール ※固定式（壁埋込型） ・可動式（天井収納型）
・回転降下式	鋼板製又はアルミ製	※500 ・800 ・	表面仕上げ ※天井材張り ・

降下機構　煙感知器連動及び手動開放装置（埋込型）

52 収納家具

材質、形状、寸法　※図示　・
材料のホルムアルデヒド放散量
　※F☆☆☆☆　・

7 塗装改修工事

① 材料

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・　[7.1.3]
防火材料　※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
　・次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：　　）

② 下地調整

塗替えＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲　[7.2.1～7]
　※劣化部分は除去し、活膜部分は残す　・図示　・

下地調整

下地面の種類	下地調整の種別 塗替え	ひび割れ部の補修
木部	※不透明塗料塗りの場合はRB種	―
鉄鋼面	・RA種(注)　※RB種　・	―
亜鉛めっき面	・RA種(注)　※RB種　・	―
亜鉛めっき面(鋼製建具)	・RA種　※RB種　・	―
ﾓﾙﾀﾙ、せっこうﾌﾟﾗｽﾀｰ面	・RA種　※RB種　・	・行う ・行わない
コンクリート面(DP以外) ＡＬＣパネル面	・RA種　※RB種　・	・行う ・行わない
押出成形セメント板面	・RA種(注) ・RB種　・RC種	・行う ・行わない
コンクリート面(DP)	・RA種(注) ・RB種　・RC種	・行う ・行わない
せっこうボード面及びその他ボード面	・RA種　※RB種　・	―

(注)DP以外からDPへ塗替える場合の下地調整は、既存塗膜の種類及び劣化状況に応じてRA種(既存塗膜全除去)又はRB種(既存塗膜一部除去)を選定すること。

③ 素地ごしらえ

[7.3.2～7]

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	※Ａ種　・Ｂ種
	透明塗料塗りの場合	・Ａ種　※Ｂ種
鉄鋼面（DP以外）		・Ａ種　・Ｂ種　※Ｃ種
鉄鋼面（DP）		・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種
亜鉛めっき鋼面		・Ａ種　・Ｂ種
モルタル面及びせっこうプラスター面		・Ａ種　※Ｂ種
コンクリート面（DP以外）及びALCパネル面		・Ａ種　※Ｂ種
押出成形セメント板面及びコンクリート面（DP）		・Ａ種　・Ｂ種
コンクリート面（DPのみ）		・Ａ種　※Ｂ種
せっこうボード面及びその他ボード面	目地：継目処理工法	※Ａ種　・Ｂ種
	目地：継目処理工法以外	・Ａ種　※Ｂ種

④ 錆止め塗料塗り

錆止め塗料塗りの種別　[7.4.2、3]

素地面	塗装の種類		塗料の種別	工程の種別
鉄鋼面	SOP (工程の種別は[表7.4.3])	塗替え	Ａ種	※Ｃ種　・
		新規見え掛り	Ａ種	※Ａ種　・
		新規見え隠れ	Ａ種	※Ｂ種　・
	EP-G (工程の種別は[表7.4.3])	塗替え	・Ａ種　※Ｂ種	※Ｃ種　・
		新規見え掛り	・Ａ種　※Ｂ種	※Ａ種　・
		新規見え隠れ	・Ａ種　※Ｂ種	※Ｂ種　・
	DP (工程の種別は[表7.4.4])	塗替え	7.4.2(1)(ｲ)(b)による	・A種(下地調整RA種) ・B種(下地調整RB種) ・C種(下地調整RC種)
		新規	7.4.2(1)(ｲ)(a)による	Ａ種
亜鉛めっき鋼面	SOP (工程の種別は[表7.4.5])	塗替え	※Ａ種　・Ｂ種	※Ｃ種　・
		新規鋼製建具等	※Ａ種　・Ｂ種	※Ａ種　・
		新規その他	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
	EP-G (工程の種別は[表7.4.5])	塗替え	Ｃ種　・	※Ｃ種　・
		新規鋼製建具等	Ｃ種　・	※Ａ種　・
		新規その他	Ｃ種　・	※Ｂ種　・
	DP (工程の種別は[表7.4.6])	塗替え	Ｂ種　・	―
		新規	Ｂ種　・	―

⑤ 塗装 G

[7.5.2～7.12.2]

塗装の種類	塗装面	工程	
		塗替え	新規
・合成樹脂調合ペイント塗り(SOP) 塗料の種別 ※1種　・2種	木部屋外	※B種　・	※A種　・
	木部屋内	※B種　・	※B種　・
	鉄鋼面	※B種　・	※B種　・A種
	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具)	※A種　・	※B種　・
	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具以外)	※B種　・	※B種　・
・クリヤラッカー塗り(CL)		※B種　・A種	※B種　・A種
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD)		※B種　・A種	※B種　・A種
・耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面　上塗り等級（　）級	―	―
	亜鉛めっき鋼面 上塗り等級（　）級	―	―
	ｺﾝｸﾘｰﾄ面及び押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	・	・
・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)	コンクリート面等	※B種　・	※B種　・A種
	屋内の木部	※B種　・	※A種　・
	屋内の鉄鋼面	※B種　・	※B種　・A種
	屋内の亜鉛めっき鋼面	※A種　・	・B種　※A種
・合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)		※B種　・	・A種　※B種
・ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)		※B種　・A種	※B種　・A種
・ステイン塗り		・ピグメントステイン塗り ・オイルステイン塗り(OS)	
・木材保護塗料塗り(WP)		※B種　・A種	※B種　・A種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（ｺﾝｸﾘｰﾄ面、ﾓﾙﾀﾙ面、せっこうﾌﾟﾗｽﾀｰ面、せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面、その他ﾎﾞｰﾄﾞ面）の塗替えの場合のしみ止め
　※B種又はC種の場合は[表7.9.1]の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする　・

合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め
　※B種又はC種の場合は[表7.10.1]の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする　・

注）DP以外からDPへの塗替えは、下地調整の種別に注意すること。

・高日射反射塗料塗り G
　下地調整 [7.2.2]　・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種

工程	塗料その他				塗付け量(kg/㎡)
	規格番号	規格名称	種類	等級	
塗料塗り	JIS K 5675	屋根用高日射反射率塗料	２種	・1級　・2級 ・3級	塗料製造所の仕様による

クリヤラッカー塗りＡ種の工程2の適用
　・適用しない
　・適用する(着色剤：・溶剤系着色剤　・油性染料着色剤)
ウレタン樹脂ワニス塗りの工程1の着色の適用
　・適用する　・適用しない
オイルステン塗りの工程等
　・製造所の仕様による

8 耐震改修工事

特記仕様書（改修その７～８）による

9 環境配慮改修工事

1 石綿粉じん濃度測定

測定時期、場所及び測定点　[9.1.1]

適用			測定名称	測定時期	測定場所	測定点（処理作業室ごと）
ﾚﾍﾞﾙ1	ﾚﾍﾞﾙ2	ﾚﾍﾞﾙ3				
※	※	・	測定１	処理作業前	処理作業室内	・各2又は3点　・(　)点
※	※	・	測定２		施工区画周辺又は敷地境界	・各2点　・(　)点
・	・	・	測定３	処理作業中	処理作業室内	・各2点　・(　)点
※		・	測定４		ｾｷｭﾘﾃｨｰｿﾞｰﾝ入口	・各1点　・(　)点
※	・	・	測定５		集じん・排気装置の装置の排出口（処理作業室外の場合）	出口吹出し風速1m/s以下の位置 ・各1点　・(　)点
※	・	・	測定６		施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点　・(　)点
※	※	※	測定７	処理作業後(隔離ｼｰﾄ撤去前)	処理作業室内	・各2点(ﾚﾍﾞﾙ3は各1点) ・(　)点
※	※	・	測定８		施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点
・	・	・	測定９	処理作業後(ｼｰﾄ撤去後1週間以降)	処理作業室内	・(　)点
・	・	・	測定10		施工区画周辺又は敷地境界	・(　)点

さいたま市内で測定を行う場合は市条例を遵守して実施すること。

測定方法
・自動測定器による測定
　測定4,5 ※ﾊﾟｰﾃｨｸﾙｶｳﾝﾀｰ、粉じん相対温度計（ﾃﾞｼﾞﾀﾙ粉じん計）、繊維状粒子自動計測器（ﾘｱﾙﾀｲﾑﾌｧｲﾊﾞｰﾓﾆﾀｰ）等、排気の粉じん濃度を迅速に計測できる機器にて測定

・JIS K 3850-1に基づいた測定

	測定4,5	測定	測定
ﾒﾝﾌﾞﾚﾝﾌｨﾙﾀの直径(mm)	25	47	47
試料の吸引流量(L/min)	5	10	10
試料の吸引時間(min)	30	120	240

2 石綿含有吹付け材の除去（レベル１）

除去対象範囲　・図示　・　[9.1.3]
除去工法　※[9.1.3](2)(ｱ)による　・
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置
　※密封処理　※湿潤化　・固形化
除去した石綿含有吹付け材等の処分
　・埋立処分（管理型最終処分場）
　・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

3 石綿含有保温材等の除去（レベル２）

除去工法　[9.1.4]
　※[9.1.4](2)による（原形のまま、手ばらしが可能な場合）
　　除去対象範囲　・図示　・
　・[9.1.3](2)による（損傷、劣化等で石綿粉塵を発散するおそれがある場合）
　　除去対象範囲　・図示　・
除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置
　※密封処理　※湿潤化　・固形化
除去した石綿含有保温材等の処分
　・埋立処分（管理型最終処分場）
　・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

4 石綿含有成形板の除去（レベル３）

除去対象範囲　・図示　・　[9.1.5]
石綿含有けい酸カルシウム板第一種の場合の隔離養生（負圧不要）方法
　・ビニールシート等による養生を行う　・
除去した石綿含有成形板の処分
　・石綿含有せっこうボード
　　※埋立処分（管理型最終処分場）
　・石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板
　　・埋立処分（安定型最終処分場）
　　・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）
除去した石綿含有けい酸カルシウム板第一種の処分
　・埋立処分（安定型最終処分場）
　・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

5 石綿含有建築用仕上塗材等の除去（レベル３）

除去対象範囲　・図示　・　[9.1.6]
着工前の試験施工　・行う　・行わない
除去工法（　　）
除去した石綿含有建築用仕上塗材等の飛散防止
　※密封処理　※湿潤化　・固形化
除去した石綿含有建築用仕上塗材等の処分
　・埋立処分（安定型最終処分場）
　・埋立処分（管理型最終処分場）
　・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

6 PCB含有シーリング材処分

種類	採取する部位・箇所数	備　考
・ＰＣＢ含有シーリング分析調査（第一次判定）	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	
・ＰＣＢ含有シーリング分析調査（第二次判定）	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	

詳細は監督員との協議による

7 外断熱改修工事 G

断熱材　[9.2.1～4]
　種類（　　）厚さ（　　mm）施工箇所（・図示　・　）
　ホルムアルデヒド放射量　※F☆☆☆☆　・
外装材

種　類	防火性能	備　考

鋼材　改修特記仕様書第8章　8-3　鉄骨工事　・鋼材による。
笠木　改修特記仕様書第3章　・アルミニウム製笠木による。
既存外壁の処置
　既存外壁仕上げ材の撤去　・行う　・行わない
　下地面の清掃　・行う　・行わない
　欠損部の改修工法　・改修特記仕様書第4章　外壁改修工事による　・
工法
　建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法
　不陸等の下地調整　・
　断熱材の施工　・断熱材の製造所の仕様による　・
　外装材の施工　・外装材製造所の仕様による　・
　通気層の有無　・あり（　　mm）　・なし
　外装材の外壁への取付け　・図示　・
　笠木の施工　・改修特記仕様書第3章　アルミニウム製笠木による

⑧ 断熱・防露改修工事 G

フェノールフォーム断熱材又は保温材、接着剤のホルムアルデヒド放散量　[9.3.2～4]
　※F☆☆☆☆　・
開口部等補修のための張付け用の接着剤のホルムアルデヒド放散量
　※F☆☆☆☆　・
工法
・断熱材打込み工法
　断熱材　JIS A 9521 に基づく発泡プラスチック断熱材
　種類　・
　厚さ(mm)　・
　施工箇所　・
・断熱材現場発泡工法
　断熱材の種類　※A種1　・A種1H
　厚さ(mm)　・25　・30　・
　施工箇所　・図示　・
・断熱材後張り工法
　断熱材　JIS A 9521 に基づく発泡プラスチック断熱材
　種類　・　厚さ(mm)　・
　・せっこうボード等を張り付けたパネルを使用
　　材質　・　厚さ(mm)　・
　・張り付け工法
　　断熱材の張り付け工法　・
　　断熱材へのボードの張付け工法　・

9 屋上緑化改修工事 G

植栽基盤及び材料　[9.4.2～4]
　屋上緑化軽量システム　・適用する　・適用しない
　芝及び地被類の樹種並びに種類等　※図示　・
　見切り材、舗装材、水抜き管、マルチング材等　※図示　・
工法
　建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法
　かん水装置　・設置する（種類　　）
　既存保護層の撤去　・行う　・行わない
　新植した芝及び地被類の枯補償の期間　※引き渡しの日から1年　・

10 透水性アスファルト舗装改修工事

適用範囲：歩道　[9.5.2～5、9]
既存舗装の撤去及び再利用　※図示　・

路床の材料

種　別	材　料	厚さ(mm)
・盛土	・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種 ・建設汚泥から再生した処理土 G	・図示 ・
・凍上抑制層	・再生クラッシャラン G　・クラッシャラン ・切込み砂利 ・砂（改修標準仕様書表9.5.1による） ・	・図示 ・
・フィルター層	・改修標準仕様書9.5.3(2)(ｳ)による ・	・図示 ・

（凍上抑制層に用いる材料に砂を用いる場合の粒度試験）
　・行う　・行わない

・路床安定処理　・適用する　・適用しない
　安定処理の方法　・置き換え工法（・　　）　・安定処理工法
　路床安定処理用添加材料
　　種類　・普通ポルトランドセメント　・高炉セメントＢ種 G
　　　・フライアッシュセメントＢ種
　　　・生石灰（・特号　・１号）　・消石灰（・特号　・１号）
　　添加量　（　　）kg/m³　（目標CBR　※3以上　・　）
　　目標CBRを満足する添加量の確認方法　・安定処理土のCBD試験　・
・不織布ジオテキスタイル
　単位面積質量　・60g/㎡以上　・
　厚さ(mm)　・0.5～1.0　・
　引張強さ　・98N/5cm（10kgf/5cm）以上　・
　透水係数　・1.5×10^{-1}cm/sec以上　・

試験
　路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験　・行う　・行わない
　現場ＣＢＲ試験　・行う　・行わない
　路床締固め度の試験　・行う　・行わない
　六価クロム溶出試験　・行う　・行わない

路盤
　路盤の構成及び厚さ　・図示　・
　路盤材料（改修標準仕様書表9.7.3による種別）
　　・クラッシャラン
　　・粒度調整砕石
　　・再生クラッシャラン G
　　・再生粒度調整砕石 G
　　・クラッシャラン鉄鋼スラグ G
　　・粒度調整鉄鋼スラグ G
　　・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ G
舗装の構成　・図示　・
舗装の平たん性　※著しく不陸がないもの　・
開粒度アスファルト混合物等の抽出試験　・行う　・行わない

11 舗装版切断時に発生する濁水の処理
（舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書）

濁水の処理
　１）受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。
　　種類及び処理量　・図示による
　　処理方法
　　　・中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却含まず）
　　　・中間処理後、最終処分場又はセメント工場に搬入（処理に焼却含む）
　２）受注者は、別の中間処理施設を選定する場合、事前に監督員と協議するものとする。
共通事項
　１）受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。
　２）受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。
　３）受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。
　４）受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。
提出書類等
　１）受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。
　２）受注者は、工事完成後速やかにマニフェストの写しを監督員に提出しなければならないものとする。
その他
　１）濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。
　２）受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。
　３）疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

地方独立行政法人埼玉県立病院機構
埼玉県立循環器・呼吸器病センター

事務局長	副局長	管理部長	課　長	担　当
小口	堀口	小嶋	森田	滔々

日付　令和7年7月22日
改訂　R7.1(Ver.R6-2)
工事名　２５RI・リニアック棟ほか建具等改修工事
図面名　特記仕様書（改修その４）
図面No.　A-04